

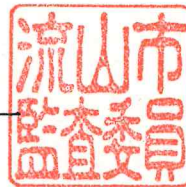
流山市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和3年2月18日

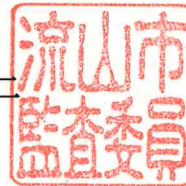
流山市監査委員

佐々木 健一



流山市監査委員

森 亮二



令和 2 年度
定期監査・行政監査報告書

流山市監査委員

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査を実施した監査委員名	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の対象及び実施月	1
第 5	定期監査	2
1	監査の目的及び方法	2
2	重点事項	2
3	総合意見	2
(1)	財務に関する事務について	2
(2)	賃貸借契約について	2
(3)	新型コロナウイルス感染症の影響について	3
4	個別意見	4
(1)	指摘事項	6
(2)	検討・要望事項	7
(3)	注意事項（措置対象外）	9
第 6	行政監査	11
1	監査テーマ	11
2	監査の目的及び方法	11
3	監査の対象	11
4	監査の着眼点	11
5	公有財産の概要	11
6	財産の保有状況	13
(1)	財産活用課管理分	13
(2)	流山本町・利根運河ツーリズム推進課管理分	16
7	総合意見	18
(1)	財産の維持管理について	18
(2)	未利用地の活用について	18
(3)	貸付について	18

令和２年度流山市定期監査・行政監査報告

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「本基準」という。）第4条第1項第1号の規定及び法第199条第2項及び本基準第4条第1項第2号に規定する監査であり、本基準に従って監査を実施した。

第1 監査の種類

令和２年度流山市定期監査・行政監査

第2 監査を実施した監査委員名

佐々木 健一
森 亮 二

第3 監査の期間

自 令和２年９月１日
至 令和３年２月５日

第4 監査の対象及び実施月

監査の実施に当たっては、市長部局、上下水道局、教育委員会及び行政委員会事務局等の全てを対象とした。

監査の実施状況は、次表のとおりである。

監査実施状況（場所：流山市役所）

対象部局名	実施月	対象事務事業の期間
財政部、総務部、総合政策部、 土木部、まちづくり推進部	10月	4月1日から8月31日まで
子ども家庭部、監査委員事務局、 経済振興部、農業委員会事務局、 選挙管理委員会事務局、 消防本部、市民生活部、 健康福祉部、議会事務局	11月	4月1日から9月30日まで
環境部、教育総務部、 学校教育部、生涯学習部、 上下水道局、会計課	12月	4月1日から10月31日まで

第5 定期監査

1 監査の目的及び方法

本基準に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを目的として、全ての部局に係る事務事業について、次のとおり関係書類の提出を求め、かつ、関係職員から説明を聴取して実施した。

- ・ 課の年間事務・事業の実施状況
- ・ 予算執行状況（歳入）
- ・ 予算執行状況（歳出）

2 重点事項

賃貸借契約について

着眼点：契約方法については適切か。

また、仕様書の内容どおりに履行されているか。

3 総合意見

（1）財務に関する事務について

財務に関する事務については、予算執行科目の誤りや、予算執行伺書の内容記載漏れ等、伝票・契約事務上の誤りが散見された。不適切な事務処理の発生リスクを防ぐためにも、職員の知識の習得、意識の向上が重要である。

担当職員はもちろんのこと、全職員が再発防止策を講じるとともに、厳正なチェック体制を構築し、流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号。以下「規則」という。）に基づく適正な事務執行が行われるよう、各担当課において、内部統制の運用状況の検証を主体的に行われたい。

（2）賃貸借契約について

賃貸借契約については、パソコンやプリンター等の機器、車両、システムなど、各部局において多種多様な契約が締結されている。今回の監査では、前述した着眼点のもと、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2に基づき、随意契約としたものについて賃貸借契約調書の提出を求め、かつ関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

監査した範囲において、おおむね適正に事務が執行されていたが、契約書の紛失や、契約書等への仕様書の未添付が散見される等、不適

切な処理が確認されたため、規則等に基づく適正な事務処理を徹底されたい。また、賃貸借契約の中には、流山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年流山市条例第23号）に基づき、長期継続契約を締結している案件が多数あるが、後述のとおり長期継続契約終了後に単年度の再リース契約を繰り返し行っている事例が確認された。所管部課では性能上問題がないためとの見解であったが、製品の耐用年数や賃借料の妥当性、技術革新による新製品の機能の向上等を考慮し、新たな製品の賃貸借契約との比較検討を行ったうえで、再リース契約の経済性について判断されたい。

各種公共施設用地等の賃貸借契約については、契約期間が長期間にわたり、各部局の事務担当者のみならず賃貸人についても相続等により変更となることが想定され、また現実として変更となっている状況である。今回監査した範囲において、契約書及び関連書類の所在不明や実態とのそご等、長期契約に伴う課題や不適切な処理が散見された。今後も長期にわたり継続していく契約であることが予想されることから、契約内容について定期的に検討を行い、また現段階において判明している経過について整理し記録を行ったうえで、関係書類を適正に保管されたい。さらに、後任への引継ぎ業務についても、今後組織として円滑に事業を進めるための重要なひとつの視点として取り組まれたい。

（３）新型コロナウイルス感染症の影響について

今回の監査では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各部局において中止等の影響が出た業務、また新たに発生した業務、改善・改革を行った業務等について聴取した。

聴取した結果、すべての部局において様々な影響が出ていることが確認され、前例がなく、また即時対応が求められる中で、事業を衰退させることなく、可能な範囲内で事業遂行の模索を繰り返しつつ業務を遂行している点に、敬意を表する。

第２波、第３波といわれる感染流行の波が訪れる中、今後も引き続き業務への影響が予想される。各部局においては、新型コロナウイルス感染症への対策により市民の安心・安全の確保と経済の回復支援を両立させるとともに、直接的な影響が去った後にも、新型コロナウイルスの感染拡大以前の市民サービスや事業の実施に戻るのみならず、新しい生活環境の中で必要とされる市民サービス等を見極め、環境の変化に応じ業務改善に努めることを要望する。あわせて、今回の新型コロナウイルス感染症が落ち着いた際には、一連の対応や各部局の経

験などを整理・検証し、今後の行政運営における危機管理や事業継続性の体制強化に向けた教訓にされたい。

4 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「部局別指摘事項等一覧」のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた（表1）。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表1 定期監査 部局別指摘事項等一覧】

部 局 名	指 摘 事 項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
総合政策部								0	0	2
総 務 部			1					1	0	0
財 政 部			1					1	0	1
市民生活部			1					1	0	1
健康福祉部								0	0	1
子ども家庭部			1					1	1	5
経済振興部								0	0	5
環 境 部	1							1	0	1
まちづくり推進部								0	3	8
土 木 部								0	1	6
会 計 課								0	0	0
上下水道局								0	1	2
議会事務局								0	1	0
選挙管理委員会事務局			1					1	0	2
監査委員事務局								0	0	0
農業委員会事務局								0	0	0
教育総務部			1					1	0	3
学校教育部	1		2					3	1	5
生涯学習部			2					2	4	1
消 防 本 部								0	0	0
合 計	2	0	10	0	0	0	0	12	12	43

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

<法律、条例、規則等に反している事項>

- ・長期継続契約終了後の再リース契約は単年度契約として執行すべきであるが、複数年度契約となっていた。規則等に基づく適正な契約事務を執行されたい。

(環境部クリーンセンター)

- ・委託料の予算執行については、規程により予算執行伺書を省略することができないとされているが、予算執行伺書を起票することなく契約事務手続きを行っていた。規則及び契約事務取扱要領等に基づく適正な契約事務手続きを求める。

(学校教育部指導課)

<事故が発生するおそれがある事項>

- ・賃貸借契約または賃貸借及び保守契約において、契約書に仕様書が未添付であった。規則等に定められた適正な契約事務を執行されたい。

(総務部総務課)

(財政部市民税課)

(子ども家庭部保育課)

(選挙管理委員会事務局)

(学校教育部学校教育課)

(生涯学習部生涯学習課・図書館)

- ・出張所用地賃貸借契約において、過去の変更契約書の所在が不明となっているものがあった。また、現契約について、一部不整合が生じていた。文書を適正に保管するとともに、変更契約を締結し、不整合な点を解消されたい。

(市民生活部市民課)

- ・学校用地賃貸借契約において、賃借料については、担当課作成資料を根拠として支出を行っているが、契約書の所在が不明となっているものがあった。また、契約内容と現状とにそごの見られるものもあった。契約期間が長期にわたることから、適宜契約内容の確認を行い、必要に応じて変更契約を締結するとともに、契約書はもちろんのこと、関係書類についても継続文書とし、適正に保管されたい。

(教育総務部学校施設課)

・切手受払簿について、平成28年度から継続した台帳を使用していたが、平成29年度以降の購入について履歴が無く、また使用についても一部のみの記載であったため、保有枚数と台帳とに大幅な相違がみられた。郵便切手類は換金性が高く、不正使用や盗難等のリスクも高いことから、台帳への記載を徹底し、適正に管理されたい。

(学校教育部指導課)

(2) 検討・要望事項

・流山市洪水ハザードマップの更新にあたり、作成費については消防費にて予算計上し執行していたものの、同事業と解される配布のための流山市洪水ハザードマップ新聞折り込み業務委託については、土木費にて伝票処理を行っていた。新型コロナウイルス感染症の影響により急遽発生した業務であったこと等の背景は理解できるが、疑義が生じることが無いよう関係各課と協議し、適正な予算の執行ができるよう厳正なチェック体制を構築されたい。

(土木部河川課)

・十太夫近隣公園トイレ設置工事監理業務委託料の現年度分について、契約の際の予算措置を同工事の工事請負費と別事業とする、予算執行上の誤りがあった。事業別予算の考え方にに基づき、適正な予算の執行ができるよう厳正なチェック体制を構築されたい。

(まちづくり推進部みどりの課)

・下水道事業長期貸付金利息については、請求が遅れたことにより、過年度収入となっていた。水道事業及び下水道事業の一体化により業務の効率化が図られた一方で、チェック機能の低下など一体化による弊害が懸念される一例である。厳正なチェック体制を構築されたい。

(上下水道局経營業務課)

・コミュニティプラザ改修事業の人工芝の敷設については、予算流用により、備品購入費として執行がなされていた。備品購入費として執行することで、市民の施設利用休止期間の短縮を図った姿勢は評価できるが、内容を調査したところ、工事請負費での執行がより適正であると思われる。今後は、期間短縮等の理由に関わらず、内容や性質を重視したうえで、関係各課と深度ある協議を重ねるなど、より適正な予算科目での執行ができるよう、内部統制が働く仕組みを構築されたい。

(生涯学習部スポーツ振興課)

・報償費謝礼について、伝票処理の誤りにより本来支出すべき事業とは異なる事業にて支出していた。予算の執行過程における事務処理の誤りに対し、起こり得るリスクを再検討し、事業別予算の考え方に基つき、適正な予算の執行ができるよう厳正なチェック体制を構築されたい。

(議会事務局)

・給食用消耗品について、保健体育費で支出すべきところ、伝票処理の誤りにより教育総務費で支出していた。予算の執行過程における事務処理の誤りに対し、起こり得るリスクを再検討し、事業別・科目別予算の考え方に基つき、適正な予算の執行ができるよう厳正なチェック体制を構築されたい。

(学校教育部学校教育課)

・車両の賃貸借に係る契約及び当該契約に付随する保守の委託に係る契約については、流山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例により7年以内とされているが、長期継続契約の終了後も単年度契約の再リース契約を繰り返し締結し、同一車両を長期にわたり使用している事例が散見された。安易に再リース契約を行うのではなく、耐用年数や費用面、技術革新による車両の機能の向上等を考慮し、新規車両導入との比較検討を行ったうえで、再リース契約の経済性を判断されたい。

(生涯学習部公民館・図書館・博物館)

・保育所用地の土地賃貸借契約において、賃貸人の相続により契約の内容に変更があり、それを補う書類に不備があると思われる状況となっていた。適宜契約内容を確認し、必要に応じて変更契約を締結することを検討されたい。

(子ども家庭部保育課)

・公園用地等の土地賃貸借契約を複数件締結しているが、契約書原本の所在が書庫または土地賃貸借台帳ファイル内など、契約ごとに異なり複数箇所にある状況であった。担当課内にて保管場所を定め、一律の管理体制を構築されたい。

(まちづくり推進部みどりの課)

・建物賃貸借契約の締結に係る起案について、所在が不明となっていた。
現在の変更契約が締結され、関連する書類は当初契約書とともにフォルダ内に保管されていたものの、当初の経緯等が不明となる恐れがあることから、当初契約に関する書類についても継続して保管することを検討されたい。

(まちづくり推進部建築住宅課)

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については、速やかに適正な対応を講じられたい。

また、予備審査において口頭で是正を求めた事項も同様である。

【表2 定期監査 注意事項一覧】

注 意 事 項	部 局 課 等 名
・未調定があったもの	環境部環境政策課、まちづくり推進部まちづくり推進課、学校教育部学校教育課
・事後調定があったもの	土木部道路建設課
・重複調定があったもの	経済振興部商工振興課
・不納欠損処分が未処理であったもの	教育総務部教育総務課
・支出負担行為票の未起票があったもの	子ども家庭部保育課、経済振興部流山本町・利根運河ツーリズム推進課、まちづくり推進部まちづくり推進課
・支出負担行為票を遡って起票していたもの	子ども家庭部保育課
・支出科目に誤りがあったもの	経済振興部商工振興課・流山本町・利根運河ツーリズム推進課、土木部河川課、学校教育部指導課、生涯学習部公民館
・予算執行伺書等の内容または見積書の日付に記載漏れや誤記があったもの（鉛筆、消えるボールペンによる記載を含む）	総合政策部秘書広報課、財政部市民税課、市民生活部市民課、健康福祉部社会福祉課、子ども家庭部子ども家庭課・保育課、経済振興部商工振興課、まちづくり推進部まちづくり推進課・都市計画課、土木部河川課、上下水道局経營業務課・下水道建設課、選挙管理委員会事務局、教育総務部教育総務課・学校施設課、学校教育部学校教育課・指導課

・ 随意契約に関する指針（平成 18 年 10 月 19 日制定）に定めている、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 号の基準額を超える金額で随意契約した案件を、ホームページ等で公開していなかったもの	土木部道路管理課
・ 随意契約に関する指針に定めている、地方自治法施行令第 167 条の 2 の第 2, 3, 4, 6, 7 号の各号いずれかの規定に基づき随意契約を締結することが適当とする事由が明確な場合において行う事前協議について、適正な時期に行っていなかったもの	まちづくり推進部みどりの課
・ 土地賃貸借契約における契約者名義変更届等の内容または日付に記載漏れがあったもの（鉛筆による記載を含む）	まちづくり推進部みどりの課、土木部道路管理課
・ レターパックについて、受払簿の作成が無かったもの	総合政策部企画政策課
・ 切手受払簿の内容に記載漏れまたは誤りがあったもの（鉛筆による記載を含む）	子ども家庭部保育課、まちづくり推進部まちづくり推進課・建築住宅課、土木部道路管理課、選挙管理委員会事務局、学校教育部学校教育課

第6 行政監査

1 監査テーマ

「普通財産（土地・建物）の管理と活用について」

2 監査の目的及び方法

公有財産の管理及び運用については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条に「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定められており、法第238条の5には「普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。」と規定されている。さらに、規則において普通財産の貸付期間や貸付条件を定めている。

そこで、市で保有している普通財産について、本基準に基づき、管理、運営が適切かつ効率的であるか調査することを目的とし、「普通財産（土地・建物）の管理と活用についての事務調書」の提出を求め、関係職員から説明を聴取して実施した。

3 監査の対象

各課で保有している普通財産を対象とする。

4 監査の着眼点

普通財産の管理状況は適切か。

有効活用されているか。また、貸付要件は適正か。

5 公有財産の概要

法第237条第1項には、「この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と規定されており、法第238条第1項において、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち公有財産に属するものが規定されている。

また、公有財産は、行政財産と普通財産に区分され（表 i 参照）、本監査の対象とした普通財産は、行政財産以外の一切の公有財産のことをいい、貸付、交換し、売り払い、譲与し、もしくは出資の目的とし、またはこれに私権を設定することができる。

【表 i 行政財産と普通財産の区分】

財産			
	公有財産 （地方自治法第238条第1項） 一 不動産 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利 七 出資による権利 八 財産の信託の受益権	行政財産	普通地方公共団体において公用又は公共用※に供し、又は供することと決定した財産
		普通財産	行政財産以外の一切の公有財産

規則において、公有財産の管理については、行政財産のうち本庁の公用財産は管財担当部長が財産管理者となり、公用財産のその他のものと公共用財産については、所管の部長が財産管理者となる。普通財産の管理については、管財担当部長が財産管理者となる。財産管理者は財産の取得、管理及び処分の事務を行うものとされている。また、財産の所管が競合する場合の財産管理者は、市長が別に指定することとしている。

※公 用：公用財産のこと。市において、市の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定したもの。

例：市役所、消防署など

公共用：公共用財産のこと。市において、公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

例：公園、市道、小・中学校など

6 財産の保有状況

各課で保有している普通財産について、「普通財産（土地・建物）の管理と活用についての事務調書」の提出を求めたところ、総務部財産活用課及び経済振興部流山本町・利根運河ツーリズム推進課の2課より調書の提出があった。

以下、各課における財産の保有状況について述べる。

（1）財産活用課管理分

ア 公有財産（土地）の保有状況

	公有財産	公用財産	公共用財産	普通財産
件数	7,565	103	6,223	1,239
面積（㎡）	1,674,867.42	114,765.85	1,454,580.91	105,520.66

公有財産（土地）の保有状況は、7,565件で1,674,867.42㎡。利用別でみると行政財産の内、公用財産は103件で114,765.85㎡、全面積の6.9%。公共用財産は6,223件で1,454,580.91㎡、全面積の86.8%となる。普通財産は1,239件で105,520.66㎡、全面積の6.3%を占めている。

イ 普通財産（土地）の活用状況

	貸付中（有償）	貸付中（無償）	未利用	合計
件数	1,106	80	53	1,239
面積（㎡）	26,867.51	68,440.45	10,212.70	105,520.66

行政監査の対象となる普通財産（土地）の保有状況については、有償貸付が1,106件で26,867.51㎡、全面積の25.5%。無償貸付が80件で68,440.45㎡、全面積の64.8%。未利用が53件で10,211.70㎡、全面積の9.7%となっている。

ウ 公有財産（建物）の保有状況

	公有財産	公用財産	公共用財産	普通財産
件数	592	59	531	2
面積（㎡）	323,494.82	47,521.89	275,131.92	841.01

公有財産（建物）の保有状況は、592件で323,494.82㎡。利用別でみると行政財産の内、公用財産は59件で47,521.89㎡、全面積の14.7%。公共用財産は531件で275,131.92㎡、全面積の85.0%となる。普通財産は2件で841.01㎡、全面積の0.3%を占めている。

エ 普通財産（建物）の活用状況

	貸付中（有償）	貸付中（無償）	未利用	合計
件数	1	1	0	2
面積（㎡）	289.73	551.28	0	841.01

普通財産（建物）の保有状況については、有償貸付が1件で289.73㎡、全面積の34.5%。無償貸付が1件で551.28㎡、全面積の65.5%。未利用は0件となっている。

オ 普通財産の貸付先の状況

貸付の相手先	土地		建物	
	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
地方公共団体	19	9,147.85	0	0
自治会・地域の団体	59	21,638.55	1	551.28
社会福祉法人	8	20,532.72	0	0
その他民間・個人等	1,100	43,988.84	1	289.73
合計	1,186	95,307.96	2	841.01

普通財産の貸付先の状況は、土地については、地方公共団体は19件で9,147.85㎡、自治体・地域の団体は59件で21,638.55㎡、社会福祉法人は8件で20,532.72㎡、その他民間・個人等は1,100件で43,988.84㎡となっている。

建物については、地方公共団体は0件、自治体・地域の団体は1件で551.28㎡、社会福祉法人は0件、その他民間・個人等は1件で289.73㎡となっている。

カ 普通財産の貸付の状況（土地）

貸付の相手先	有償		無償	
	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
地方公共団体	8	3,534.29	11	5,613.56
自治会・地域の団体	1	186.77	58	21,451.78
社会福祉法人	2	2,736.16	6	17,796.56
その他民間・個人等	1,095	20,410.29	5	23,578.55
合計	1,106	26,867.51	80	68,440.45

普通財産の貸付の状況（土地）については、有償貸付が地方公共団体は8件で3,534.29㎡、自治会・地域の団体は1件で186.77㎡、社会福祉法人は2件で2,736.16㎡、その他民間・個人等は1,095件で20,410.29㎡、

合計は1,106件で26,867.51㎡となっている。

無償貸付は、地方公共団体は11件で5,613.56㎡、自治会・地域の団体は58件で21,451.78㎡、社会福祉法人は6件17,796.56㎡、その他民間・個人等は5件で23,578.55㎡、合計は80件で68,440.45㎡となっている。

保有している主な普通財産（土地）用途等は、次のとおりである。

有償貸付

用途	面積（㎡）
特別養護老人ホーム用地 （社会福祉法人）	2,611.16
ホテル用地 （その他民間・個人等）	2,000.00
事務所用地 （地方公共団体）	1,516.94

無償貸付

用途	面積（㎡）
グランドゴルフ場用地 （その他民間・個人等）	9,294.76
就労継続支援B型施設用地 （社会福祉法人）	6,295.75
保育所用地 （社会福祉法人）	3,194.91

キ 普通財産の貸付の状況（建物）

貸付の相手先	有償		無償	
	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
地方公共団体	0	0	0	0
自治会・地域の団体	0	0	1	551.28
社会福祉法人	0	0	0	0
その他民間・個人等	1	289.73	0	0
合計	1	289.73	1	551.28

普通財産の貸付の状況（建物）については、有償貸付がその他民間・個人等で1件、289.73㎡、無償貸付が自治会・地域の団体で1件551.28㎡となっている。

保有している主な普通財産（建物）の用途等は、次のとおりである。

有償貸付

用途	面積（㎡）
会社事務所 （その他民間・個人等）	289.73

無償貸付

用途	面積（㎡）
会社事務所 （自治体・地域の団体）	551.28

（２）流山本町・利根運河ツーリズム推進課管理分

流山本町・利根運河ツーリズム推進課が管理する普通財産（土地、建物）については、運河地区にある財産であり、今後、市が観光に資する施設として活用していくために準備をしている段階である。市が活用を開始するまでの間、利根運河を活用した観光地づくりを推進している流山本町・利根運河ツーリズム推進課が財産管理者となり、民間業者に貸付を行うことで財産の有効活用と適切な管理を行うこととなった。

ア 公有財産（土地）の保有状況

	公有財産	公用財産	公共用財産	普通財産
件数	2	0	0	2
面積（㎡）	3,068.65	0	0	3,068.65

公有財産（土地）の保有状況は、3,068.65㎡で2件であり、普通財産の2件分、3,068.65㎡と一致している。

なお、2件とも有償貸付である。

イ 公有財産（建物）の保有状況

	公有財産	公用財産	公共用財産	普通財産
件数	1	0	0	1
面積（㎡）	541.06	0	0	541.06

公有財産（建物）の保有状況は、541.06㎡で1件であり、普通財産の1件分、541.06㎡と一致しており、有償貸付である。

ウ 普通財産の貸付先の状況

貸付の相手先	土地		建物	
	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
地方公共団体	0	0	0	0
自治会・地域の団体	0	0	0	0
社会福祉法人	0	0	0	0
その他民間・個人等	2	3,068.65	1	541.06
合計	2	3,068.65	1	541.06

エ 普通財産の貸付の状況（土地）

貸付の相手先	有償		無償	
	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
地方公共団体	0	0	0	0
自治会・地域の団体	0	0	0	0
社会福祉法人	0	0	0	0
その他民間・個人等	2	3,068.65	0	0
合計	2	3,068.65	0	0

保有している普通財産（土地）の用途等は以下のとおりである。

用途	面積（㎡）
店舗用地	2,912.89
電柱用地	155.76

オ 普通財産の貸付の状況（建物）

貸付の相手先	有償		無償	
	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
地方公共団体	0	0	0	0
自治会・地域の団体	0	0	0	0
社会福祉法人	0	0	0	0
その他民間・個人等	1	541.06	0	0
合計	1	541.06	0	0

保有している普通財産（建物）の用途等は以下のとおりである。

用途	面積（㎡）
店舗	541.06

7 総合意見

今回の監査は、公有財産のうち、普通財産に限定し、主にその管理運営が適正かつ効率的であるか、有効活用がされているか、また貸付要件が適正であることを主眼に置き、実施したものである。

監査の結果、おおむね適正に管理運営されており、改善を要する事項は特になかったが、以下の点に留意して今後の事務執行に取り組まれない。

(1) 財産の維持管理について

地方財政法第8条では、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないと定められ、規則第225条において、財産管理者は公有財産の適正な管理に努めなければならないとしている。未利用財産の土地は、業務委託による定期的な草刈りや職員による見回り等を行っていることが確認できた。

貸付先においては、目的以外の利用がされていないか、未利用財産においては無断利用や不法占拠などがされていないか定期的に確認をすることで、問題の早期発見や事故防止につながるため、常に良好な状態にしておくよう、今後も適切な維持管理に留意されたい。

(2) 未利用地の活用について

財産活用課が保有している普通財産の未利用財産の土地は、53件、10,212.70㎡であるが、財産を適正に保持するためには草刈り等の維持管理費が発生することとなる。

未利用財産の土地には面積が小さい土地や、傾斜地の土地など、単独では活用の困難な土地があるが、普通財産は行政財産と同様に市の貴重な財産であることを踏まえ、今後の有効活用を検討されたい。

(3) 貸付について

普通財産は行政財産とは異なり、貸付による経済的価値を有することから、市の行政に貢献する財産となっている。貸付料の算定、貸付条件、無償の取扱いについては、貸付の政策目的とその事業を取り巻く社会的状況の変化などを考慮し、その必要性、妥当性を十分に検証し、適宜対応するように要望する。